⑹　専任の配置予定技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　技術提案内容に確認が必要な場合は、ヒアリング等を行う場合がある。
⑾　施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び技術資料等を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760－8554　香川県高松市サンポート３－33　電話087－851－8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⒁　本工事の契約締結後、契約者が「受注している」若しくは「過去に受注していた」他の工事（国土交通省・特殊法人等の発注工事）において、データ改ざんや施工不良の隠蔽等、公共事業の社会的信用の失墜に繋がるような事実が確認された場合は、本工事を重点監督対象工事とする場合がある。
⒂　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Okuda Akihisa Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Inoogawa River Drainage Pump Station Anhydrous Construction
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 27 October 2026 However, this does not include documents related to the qualifications of engineers, etc.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system and time-limit for submission of documents related to qualifications of engineers, etc. : 2 : 00 P.M. 21 December 2026 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 21 December 2026 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 21 December 2026)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport TakamatsuCity, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。（電子契約対象案件）
令和８年９月18日
支出負担行為担当官
科学技術・イノベーション推進事務局統括官
木村　直人

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　13
１　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　グローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点整備基本設計等業務
⑶　業務内容　本業務は、東京都渋谷区恵比寿南３丁目48番４号外及び目黒区中目黒２丁目16番外に建設を予定しているグローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点に係る施設の基本設計等業務である。
⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和９年12月28日まで
⑸　本業務は、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））（以下「システム」という。）の電子契約機能の利用対象業務である。なお、システムにより難いものは、発注者の承諾を得た上で紙契約方式とすることができる。
⑹　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
２　参加資格
　技術提案書の提出者は、以下の⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
⑴　単体企業
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものについては、この限りではない。
②　令和７・８年度内閣府競争参加資格の業種区分「建築関係建設コンサルタント業務」において、Ａ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定等を受けていること。）
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定等を受けた者を除く。）でないこと。
④　参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定通知までの期間に、建築関係建設コンサルタント業務又は役務の提供等について、内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、内閣府発注の建築関係建設コンサルタント業務又は役務の提供等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑥　内閣府が本事業に関する検討を委託した以下の者又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。（業務説明書参照）
・PwCアドバイザリー合同会社
・PwCコンサルティング合同会社
・PwC Japan有限責任監査法人
・株式会社山下ＰＭＣ
⑦　グローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点整備に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の構成員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。（業務説明書参照）
⑧　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
⑨　グローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点整備に関する基本計画に示す研究・インキュベーション施設について、次のいずれかの実績を有していること。（業務説明書参照）
ⓐ　当該施設の所有者かつ運営主体としての運営実績を有すること。
ⓑ　当該施設の所有者から当該施設の運営を委託され、又は賃貸借契約等に基づき、運営主体としての運営実績を有すること。